

## 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項

第1条 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約金額の変更を請求することができる。

第2条 前条の対象とする費用等については以下のとおりとする。

費用	物価指数等	変動前の単価の適用年月	請求可能年月
労務費	1 再見積による算出	1 一	1 契約日以降
材料費	2 再見積が困難な場合は国又は県等の統計調査等による変動率	2 令和7年12月	2 契約日から12か月経過した日以降

第3条 委託者又は受託者は第1条の規定による請求があったときは、変動前残契約金額（契約金額から当該請求時の出来形数量に相応する額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残契約金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前残契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

第4条 契約金額の変更額については、第2条に基づき、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者へ通知する。

第5条 前条の協議開始日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者へ通知しなければならない。ただし、委託者が第1条の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受託者は、協議開始日を定め、委託者へ通知することができる。

第6条 その他、必要な事項については、契約書及び「委託契約におけるスライド条項の運用に関する基準（埼玉県総務部入札課）」に定めるものとする。